

4 パートタイム労働者等

4.1 パートタイム労働者比率

① 指標の解説

就業形態の多様化の現れとして、パートの増加が言われる。パートは統計調査では、「パートタイム労働者」（厚生労働省「毎月勤労統計調査」）、「短時間労働者」（同「賃金構造基本統計調査」）、「パート」（総務省「労働力調査」）などの名称で調査されているが、定義が調査によって区々である。毎月勤労統計調査のパートタイム労働者と賃金構造基本統計調査の短時間労働者は、定義が「1日の所定労働時間が一般労働者より短い者あるいは1日の所定労働時間が同じであっても1週の所定労働日数が一般労働者より少ない者」と定義されている。労働力調査では、パートは「事業所においてパートと呼ばれている労働者」と定義され、呼称パートと呼ばれる。労働力調査は週間就業時間数も調査しており、「週間就業時間35時間未満の者」の数がパートの統計として代用されることもある。

なお、「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」（以下「パート労働法」という。）においては、一週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用される通常の労働者より短い者が「短時間労働者」と定義されている。

ここでは、次に掲げる条件ごとに、該当する労働者をパートとし、労働者に占める比率を算出する。()内はここで用いる略称である。

- ・1日の所定労働時間又は週の所定労働日数が一般労働者より短い者（短時間）
- ・呼称がパートの者（呼称パート）
- ・呼称がパートに加え、アルバイト、派遣社員、契約社員、嘱託その他である者（呼称パート+その他）
- ・週間就業時間が35時間未満の者（週35時間未満）
- ・パート労働法上の定義に該当する者（パート法該当）

② 指標の作成結果

結果は図 4-1 のとおりである。

③ 作成結果の説明

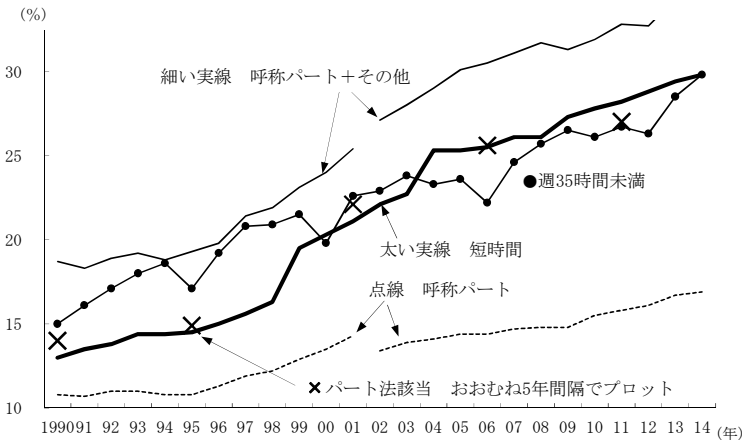
各比率とも水準に違いはあるものの、ほぼ一貫して上昇傾向にある。

比率の水準は、「呼称パート」が最も低く、「呼称パート」にアルバイト、派遣社員、契約社員、嘱託、その他を含めた「呼称パート＋その他」の比率が最も高い。

「短時間」の比率は、2004 年前は 2000 年を除き、「週 35 時間未満」の比率を下回っていたが、2004 年以降、上回るようになった。

「パート法該当」の比率は、総じて、「短時間」の比率に近い結果となっている。

図 4-1 各種パートタイム労働者比率 (用語の意味は本文①)



資料：厚生労働省「毎月勤労統計調査」、「パートタイム労働者総合実態調査」（1990年、1995年、2001年、2006年、2011年）、総務省「労働力調査」、「労働力調査特別調査」（2001年まで）、「労働力調査（詳細集計）」（2002年以降）

注：「呼称パート」、「呼称パート＋その他」の2001年までは各年2月に行われていた「労働力調査特別調査」による。2002年以降は「労働力調査（詳細集計）」年平均に基づく。それぞれ2011年は、岩手、宮城及び福島を除く全国。「パート法該当」の2011年も、岩手、宮城、福島を除く全国の数字である。

④ 指標の作成方法

「短時間」の比率は、毎月勤労統計調査によるパートタイム労働者比率（全常用労働者に占めるパートタイム労働者の比率）そのものである。1日の所定労働時間又は週の所定労働日数が一般労働者より短い者は、毎月勤労統計調査におけるパートタイム労働者の定義そのものである。

「呼称パート」の比率は、2001年までは、各年2月に行われていた労働力調査特別調査による非農林業雇用者（役員を含む）に占める「パート」の割合で、2002年以降は、労働力調査（詳細集計）の年平均による非農林業雇用者（役員を含む）に占める「パート」の割合である。

「呼称パート＋その他」の比率は、同じく非農林業雇用者（役員を含む）のうち、呼称がパートに加え、アルバイト、派遣社員、契約社員、嘱託、その他の者も加えた者の割合である。

「週35時間未満」の比率は、労働力調査による非農林業雇用者（役員を含む、休業を含む）に占める週間就業時間数が1～34時間の者の割合である。「1～14時間」と「15～34時間」の非農林業雇用者数の合計を使った。

「パート法該当」の比率は、1990年、1995年、2001年、2006年、2011年に実施されたパートタイム労働者総合実態調査による。同調査は、「週の所定労働時間が正社員よりも短い労働者」を「パート」としている。ここでは、これを法律上の定義と同等ととらえた。なお、2011年調査は、岩手、宮城、福島の3県を外して調査されている。

⑤ 指標のデータ

指標の数値は次のとおりである。

表 4-1 パートタイム労働者比率

(単位：%)

| 年 | 短時間 | 呼称 パート | 呼称 パート +その他 | 週 35 時間 未満 | パート法 該当 |
|------|--------------------------------|---|-------------------|-----------------------|------------------------------------|
| 1990 | 13.0 | 10.8 | 18.7 | 15.0 | 14.0 |
| 1991 | 13.5 | 10.7 | 18.3 | 16.1 | - |
| 1992 | 13.8 | 11.0 | 18.9 | 17.1 | - |
| 1993 | 14.4 | 11.0 | 19.2 | 18.0 | - |
| 1994 | 14.4 | 10.8 | 18.8 | 18.6 | - |
| 1995 | 14.5 | 10.8 | 19.3 | 17.1 | 14.9 |
| 1996 | 15.0 | 11.3 | 19.8 | 19.2 | - |
| 1997 | 15.6 | 11.9 | 21.4 | 20.8 | - |
| 1998 | 16.3 | 12.2 | 21.9 | 20.9 | - |
| 1999 | 19.5 | 12.9 | 23.1 | 21.5 | - |
| 2000 | 20.3 | 13.5 | 24.0 | 19.8 | - |
| 2001 | 21.1 | 14.3 | 25.4 | 22.6 | 22.1 |
| 2002 | 22.1 | 13.4 | 27.1 | 22.9 | - |
| 2003 | 22.7 | 13.9 | 28.0 | 23.8 | - |
| 2004 | 25.3 | 14.1 | 29.0 | 23.3 | - |
| 2005 | 25.3 | 14.4 | 30.1 | 23.6 | - |
| 2006 | 25.5 | 14.4 | 30.5 | 22.2 | 25.6 |
| 2007 | 26.1 | 14.7 | 31.1 | 24.6 | - |
| 2008 | 26.1 | 14.8 | 31.7 | 25.7 | - |
| 2009 | 27.3 | 14.8 | 31.3 | 26.5 | - |
| 2010 | 27.8 | 15.5 | 31.9 | 26.1 | - |
| 2011 | 28.2 | 15.8 | 32.8 | 26.7 | 27.0 |
| 2012 | 28.8 | 16.1 | 32.7 | 26.3 | - |
| 2013 | 29.4 | 16.7 | 34.3 | 28.5 | - |
| 2014 | 29.8 | 16.9 | 35.0 | 29.8 | - |
| 資料 | 厚生労働省 「毎月勤労統 計調査」 年平均 | 総務省「労働力調査（詳細集 計）」 年平均 2011年までは各年2月の「労 働力調査特別調査」 | | 総務省「労働 力調査」 年平均 | 厚生労働省 「パートタイ ム労働者総合 実態調査」 |

注1：「労働力調査」、「労働力調査（詳細集計）」の2011年は岩手、宮城及び福島の各県を除く全国。

注2：「パートタイム労働者総合実態調査」の2011年は、岩手、宮城、福島の各県を調査対象から除外。

4.2 フリーター数、若年無業者数

① 指標の解説

昨今、その規模や動向が注目されるフリーター、若年無業者の人数を試算した。

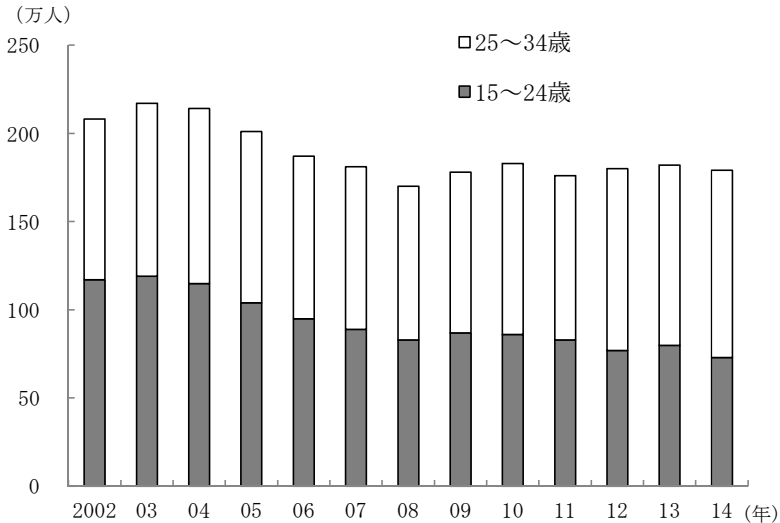
② 指標の作成結果

年齢階級別の結果は、図 4-2、図 4-3 のようになる。

③ 作成結果の説明

フリーター数は 2003 年に 217 万人でピークとなった後は減少傾向にあり、直近の 2014 年は 179 万人となっている。年齢階級別には 15～24 歳において減少傾向にあり、2014 年は 73 万人となった。一方、25～34 歳はほぼ横ばいで、2014 年には 4 万人増加して 106 万人となっている。

図 4-2 フリーター数



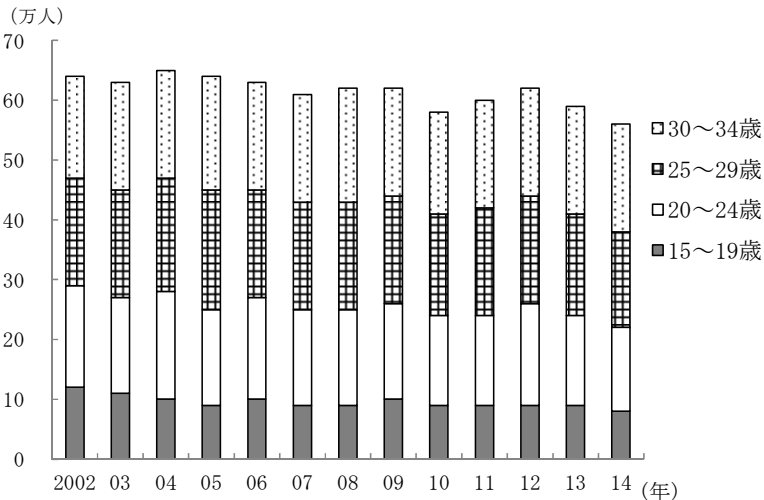
資料：総務省「労働力調査（詳細集計）」

注：2011 年は岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果。

参考までに 35～44 歳において、フリーターの要件（15～34 歳という年齢要件は外す）を満たす者をみると増加傾向にあり、2014 年には 61 万人となっている。さらに 45～54 歳をみると、2008 年に降増加傾向にあり、2014 年には 37 万人となっている。

若年無業者数は、2014 年 56 万人で、年齢階級別には 15～19 歳が 8 万人、20～24 歳が 14 万人、25～29 歳が 16 万人、30～34 歳が 18 万人となっている。

図 4-3 若年無業者数



資料：総務省「労働力調査（基本集計）」

注：2011 年は岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果。

④ 指標の作成方法

フリーターは、「労働力調査（詳細集計）」の統計を用いて、15～34 歳で、男性は卒業者、女性は卒業者で未婚の者のうち、

- ・雇用者のうち「パート・アルバイト」の者
- ・完全失業者のうち探している仕事の形態が「パート・アルバイト」の者

- ・非労働力人口で、家事も通学もしていない「その他」の者のうち、就業内定しておらず、希望する仕事の形態が「パート・アルバイト」の者

をフリーターとした（平成 26 年版労働経済白書参照）。

若年無業者は、「労働力調査（基本集計）」の統計を用いて、15～34 歳で、非労働力人口のうち、家事も通学もしていない者を若年無業者とした（平成 26 年版労働経済白書参照）。

⑤ 指標のデータ

指標の計算結果は次のとおりである。

表 4-2 フリーター数

（単位：万人）

| 年 | 15～34 歳 | | | 年齢以外のフリーター要件を満たす者 | |
|------|---------|---------|---------|-------------------|---------|
| | | 15～24 歳 | 25～34 歳 | 35～44 歳 | 45～54 歳 |
| 2002 | 208 | 117 | 91 | 25 | 25 |
| 2003 | 217 | 119 | 98 | 29 | 26 |
| 2004 | 214 | 115 | 99 | 28 | 25 |
| 2005 | 201 | 104 | 97 | 30 | 25 |
| 2006 | 187 | 95 | 92 | 32 | 25 |
| 2007 | 181 | 89 | 92 | 38 | 23 |
| 2008 | 170 | 83 | 87 | 35 | 22 |
| 2009 | 178 | 87 | 91 | 42 | 26 |
| 2010 | 183 | 86 | 97 | 44 | 28 |
| 2011 | 176 | 83 | 93 | 50 | 27 |
| 2012 | 180 | 77 | 103 | 51 | 31 |
| 2013 | 182 | 80 | 102 | 55 | 36 |
| 2014 | 179 | 73 | 106 | 61 | 37 |

資料：総務省「労働力調査（詳細集計）」

注：2011 年は岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果。

表 4-3 若年無業者数

(単位：万人)

| 年 | 計 | 15～19 歳 | 20～24 歳 | 25～29 歳 | 30～34 歳 |
|------|----|---------|---------|---------|---------|
| 2002 | 64 | 12 | 17 | 18 | 17 |
| 2003 | 64 | 11 | 16 | 18 | 18 |
| 2004 | 64 | 10 | 18 | 19 | 18 |
| 2005 | 64 | 9 | 16 | 20 | 19 |
| 2006 | 62 | 10 | 17 | 18 | 18 |
| 2007 | 62 | 9 | 16 | 18 | 18 |
| 2008 | 64 | 9 | 16 | 18 | 19 |
| 2009 | 63 | 10 | 16 | 18 | 18 |
| 2010 | 60 | 9 | 15 | 17 | 17 |
| 2011 | 60 | 9 | 15 | 18 | 18 |
| 2012 | 63 | 9 | 17 | 18 | 18 |
| 2013 | 60 | 9 | 15 | 17 | 18 |
| 2014 | 56 | 8 | 14 | 16 | 18 |

資料：総務省「労働力調査（基本集計）」

注：「計」は「15～24 歳計」と「25～34 歳計」の合計（それぞれの内訳は千人単位を四捨五入しているため合計と合わない）。